

議案第 22 号

日出町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

日出町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 27 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年日出町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手續等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって

町民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条第1号中「を含む」を「並びに議会の規程を含む。以下同じ」に改め、同条第2号中「執行機関、議会、公営企業管理者又はこれらに置かれる機関」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

第2条第3号中「図面等」を「図面その他の」に改め、同条第9号中「又は保存する」を「、又は保存する」に改める。

第8条を削る。

第7条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、町の機関が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に、「申請等」を「町の機関に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「公表」を「随時公表」に改め、同条を第11条とする。

第6条第1項中「町の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(適用除外)

第8条 次に掲げる手続等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第9条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第10条 町は、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第5条第1項中「町の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に、「規則等」を「規則」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」

に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第6条とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「規則」に改め、「当該署名に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（町の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第3条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第9条において同じ。）の利用その他の」を加え、「規則等」を「規則」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定しているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合

その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（情報システムの整備）

第3条 町の機関は、情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 町の機関は、情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する町の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の日出町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日出町行政手続等における

る情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第6条又は第7条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

理　　由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために条例を改正したいので提出する。